



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 パラマウントベッドホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木村 恭介  
(コード番号 : 7817 東証第一部)  
問合せ先 取締役総務部長 北原 義春  
(TEL 03-3648-1100)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 34 回定時株主総会で承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行する方針を決定し、これに伴い、同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を一層強化することにより、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 34 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 定款変更の理由

- ①監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ②その他、上記変更に伴い必要となる条数等の変更を行うものであります。

##### (2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 6 月 29 日 (水)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (水)

#### 3. その他

監査等委員を含む取締役人事につきましては、本日開示いたしました「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上

【別紙】

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 第 5 条 (条文省略) 第 2 章 株式 第 6 条～第 11 条 (条文省略) 第 3 章 株主総会 第 12 条～第 17 条 (条文省略) 第 4 章 取締役及び取締役会 (定員) 第 18 条 当社の取締役は 12 名以内とする。  (新設)  (選任及び解任の方法) 第 19 条 <u>取締役は、株主総会において選任または解任する。</u>  2. ～ 4. (条文省略) (任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  <u>2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。</u> <u>3. 増員として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新設)  (新設)  (代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議により、会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人 第 5 条 (現行どおり) 第 2 章 株式 第 6 条～第 11 条 (現行どおり) 第 3 章 株主総会 第 12 条～第 17 条 (現行どおり) 第 4 章 取締役及び取締役会 (定員) 第 18 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 12 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u> (選任及び解任の方法) 第 19 条 <u>取締役は、株主総会の決議により選任する。但し、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u> 2. ～ 4. (現行どおり) (任期) 第 20 条 <u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除)  (削除)  2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 取締役会の決議により、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、会長、社長各 1 名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. (条文省略) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役及び各監査役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 (新設)  (新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法) 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>出席取締役の過半数</u>をもって行う。 2. (条文省略) (取締役会規則) 第24条 (条文省略) (報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。  (取締役の責任免除) 第26条 (条文省略) 2. (条文省略) 第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u> (定員) 第27条 当会社の監査役は5名以内とする。 (選任及び解任の方法) 第28条 監査役は、株主総会において選任または解任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. <u>監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> (任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>2. (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役</u>に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。 2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> (重要な業務執行の委任) 第23条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。 2. (現行どおり) (取締役会規則) 第25条 (現行どおり) (報酬等) 第26条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>それぞれ区別して株主総会の決議により定める。</u> (取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (削除)  (削除)  (削除)  (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集)</p>	
<p>第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p>	(削除)
<p>2. 監査役の大員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	
<p>(監査役会の決議の方法)</p>	
<p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p>	
<p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p>	
<p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる。</p>	(削除)
<p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
	<p>第28条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員</u> <u>に対し会日の3日前までに発するものとする。</u> <u>但し、緊急の必要があるときは、これを短縮す</u> <u>ることができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集</u> <u>の経手を経ないで監査役等委員会を開催す</u> <u>ることができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わるこ</u> <u>とができる監査等委員の過半数が出席し、その過</u> <u>半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または</u> <u>本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委</u> <u>員会規則による。</u>
第 6 章 計算 (事業年度) 第36条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第37条 (条文省略) 2. (条文省略) (中間配当) 第38条 (条文省略) (配当金の除斥期間) 第39条 (条文省略)	第 6 章 計算 (事業年度) 第32条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第33条 (現行どおり) 2. (現行どおり) (中間配当) 第34条 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第35条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新設)	<u>1. 第34回定時株主総会終結前の監査役（監査役で</u> <u>あった者を含む。）の行為に関する会社法第423条</u> <u>第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免</u> <u>除については、なお従前の例による。</u> <u>2. 第34回定時株主総会終結前の監査役（監査役で</u> <u>あった者を含む。）の行為に関する会社法第423条</u> <u>第1項の損害賠償責任を限定する契約について</u> <u>は、なお、従前の例による。</u>

以 上